

富山大学検定料免除規則

平成31年3月27日制定
令和元年9月24日改正
令和元年11月19日改正
令和2年7月1日改正
令和2年8月5日改正
令和3年3月30日改正
令和6年5月13日改正

(趣旨)

第1条 国立大学法人富山大学学則第89条の2第2項及び国立大学法人富山大学大学院学則第48条の2の規定に基づく検定料の免除については、この規則の定めるところによる。

(検定料の免除の対象)

第2条 検定料の免除の対象となる者は、富山大学(以下「本学」という。)の学部及び大学院に入学(科目等履修生又は研究生としての入学を除く。)を志願する者のうち、本人又は学資を主として負担する者(以下「学資負担者」という。)が災害(学長が指定したものに限る。)を受け、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本人又は学資負担者が災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受けた地域で被災し、居住する自宅家屋が全壊、大規模半壊、半壊、流失又はこれに準ずる被害を受けた者
- (2) 学資負担者が災害救助法の適用を受けた地域で被災し、死亡又は行方不明となった者
- (3) 前2号に準ずる場合であって、相当の事由があると認められる者

2 検定料の免除の対象となる入学試験は、出願期間が災害発生後に設定されているものであり、かつ、当該災害が発生した年度に実施される入学試験とする。ただし、学長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(検定料の免除の額)

第3条 検定料の免除の額は、検定料の全額とする。

(検定料の免除の申請手続等)

第4条 検定料の免除を受けようとする者は、本学が指定する期日までに次の書類を提出することにより、学長に申請する。

- (1) 検定料免除申請書(別記様式第1号)
- (2) り災証明書
- (3) 学資負担者の死亡又は行方不明を証明する書類(第2条第1項第2号に該当する者に限る。)

2 前項の規定にかかわらず、本学が指定する期日までに前項第2号又は第3号に規定する書類の提出が困難と認められる場合には、被災状況等の説明及び書類の提出が困難である理由を記載した書類の提出をもって代えることができる。この場合においては、前項第2号又は第3号に規定する書類を取得次第、提出しなければならない。

3 検定料の免除を申請した者に係る検定料は、免除の許可又は不許可が決定されるまでの間は、徴収を猶予するものとする。

(検定料の免除の許可)

第5条 検定料の免除は、学長が選考し、許可するものとする。

(検定料の納付)

第6条 検定料の免除を許可されなかった者は、本学が指定する期日までに、検定料を納付しなければならない。

(検定料納付後の免除)

第7条 検定料を納付した場合であっても、第2条第1項に該当し、特別な事情があると学長が認めたときは、当該検定料を免除することがある。

2 前項の規定により検定料の免除を受けようとする者は、第4条第1項の規定に準じて学長に申請しなければならない。この場合における申請期限については、学長が別に定める。

(検定料の返還)

第8条 前条の規定により、検定料の納付後に検定料の免除を許可された者については、検定料を返還する。この場合において、当該入学志願者は、検定料返還請求書（別記様式第2号）を提出するものとする。

(許可の取消し)

第9条 検定料の免除を許可された者で、申請について虚偽の事実が判明した場合は、学長はその許可を取り消す。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、検定料の免除に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年11月19日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年8月5日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年5月13日から施行する。

検定料免除申請書

年 月 日

富山大学長 殿

申請者（志願者）

氏名

住所 〒

連絡先 TEL

(携帯)

下記のとおり被災しましたので、必要書類を添付の上、検定料免除を申請します。

入試の種類 ※該当する入試にチェックしてください。		☐ 一般選抜（前期日程） ☐ 専門学科・総合学科卒業者選抜 ☐ 学校推薦型選抜（自己推薦選抜を含む） ☐ 社会人選抜 ☐ 大学院入試	☐ 一般選抜（後期日程） ☐ 総合型選抜 ☐ 帰国生徒選抜 ☐ 私費外国人留学生選抜 ☐ 編入学試験
志望学部・研究科等		学部 大学院	学科（コース） 研究科・学環 プログラム
学資負担者	氏名（続柄）	申請者との続柄 ☐ 父 ☐ 母 ☐ （ ）	
	住所	〒	
	連絡先 TEL		
災害名			
被災状況 ※該当する被災状況にチェックしてください。		☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 流失 ☐ その他（ ） ☐ 学資負担者の死亡又は行方不明	
証明書等添付書類 ※添付する書類にチェックしてください。		☐ り災証明書（写し可） ☐ 学資負担者の死亡又は行方不明を証明する書類 ☐ 添付していない（理由： ）	
備考			

1. ☐については、該当する事項にレを付してください。
2. この申請書は、「学部一般選抜（前期日程）」「学部一般選抜（後期日程）」「学校推薦型選抜」等の対象入学者選抜ごとに提出してください。
3. 証明書を添付できない場合は、被災状況等の説明及び書類の提出が困難である理由を記載した書類を代わりに提出してください。証明書は後日必ず提出してください。
4. 既に検定料を納付した者は、本申請書とともに「検定料返還請求書」を提出してください。申請が許可された場合に検定料を還付します。

検定料返還請求書

富山大学長 殿

請求者
住 所

フリガナ
氏 名

電話番号

富山大学検定料免除規則第 8 条の規定に基づき、下記のとおり検定料の返還を請求いたします。

請 求 金 額		金 円
振 込 先 金 融 機 関 名		
支 店 名 ・ 出 張 所 名 等		
預 金 種 目		普通 ・ 当座 ・ その他 ()
口 座 番 号		
口 座 名 義	フリガナ	
	氏 名	
	住 所	
	請求者との続柄	